



## 令和4年度通常総会が開催されました



5月17日(火)午後2時から長南町中央公民館において、90名(うち委任状出席者72名)の出席のもと、令和4年度通常総会が開催され下記のすべての議案が可決承認されました。

- 第1号議案 令和3年度事業報告について承認を求める件
- 第2号議案 令和3年度収支決算書について承認を求める件
- 第3号議案 長南町地域応援券事業特別会計収支決算書について承認を求める件
- 第4号議案 令和4年度事業計画(案)について承認を求める件
- 第5号議案 令和4年度収支予算書(案)について承認を求める件
- 第6号議案 令和4年度借入金の最高限度額決定の件

## 消費税インボイス制度への準備はすんでいますか？

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除額の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。この制度は、免税事業者を含めてすべての事業者が対象となる可能性があります。  
導入後は、仕入控除対象となる事業所になる場合は、適格請求書発行事業者になる必要があります。

### ○適格請求書とは？

売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段で一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)をいいます。

記載事項は、①適格請求者発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容(軽減税率の対象品目であることがわかるように) ④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率 ⑤消費税額等

### ○適格請求書発行事業者登録制度とは？

- ・適格請求書を発行できるのは、適格請求者発行事業者に限られます。
- ・適格請求者発行事業者になるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。ただし、課税業者でなければ登録を受けることができません。

※適格請求者発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税業者にならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

※登録事業者の申請期間は、令和3年10月1日から令和5年3月31日までとなります。

詳しくは、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)でご確認ください。

## 電子帳簿保存法が改正されました

令和4年1月以降、電子取引データの保存方法が改正されました。

### 1. 令和4年1月から令和5年12月31日まで

保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしておくことが必要です。

### 2. 令和6年1月以降

保存要件に従った電子データの保存が必要となります。

※請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データの送付又は受領する場合には、そのデータを一定の要件を満たした形で保存（PDFやスクリーンショットなど）することが必要です。

※申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務があるすべての方が対応が必要となります。

### ○保存する電子データ

請求書・領収書・契約書・見積書など電子メールの本文・添付ファイルで情報のやり取りをした場合やWEB上で行った情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります。

※受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存が必要となります。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&A については、

国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】でご確認ください。

## 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

令和4年度の「持続化補助金」の第8回目の受付期間は6月3日で締め切られましたが、9回目は9月が予定されています。正確な締切日は発表されていませんが、発表があり次第、郵送にてご案内いたします。

第9回：2022年 9月中旬（予定）

第10回：2022年12月上旬（予定）

第11回：2023年 2月下旬（予定）

- ① 通常枠【補助率 2/3 50万円】
- ② 賃金引上げ枠【補助率 2/3 200万円】
- ③ 卒業枠【補助率 2/3 200万円】
- ④ インボイス枠【補助率 2/3 100万円】

なお、「公募要領」・「申請様式」は、全国商工会連合会（<https://www.shokokai.or.jp/>）に掲載されていますので、申請用件等ご確認ください。

## 事業復活支援金の申請期限が延長

事業復活支援金の申請期間が6月17日（金）までに延長されました。

申請に必要な申請IDの発行は、5月31日（火）までとなっておりますのでご注意ください。

申請IDの発行：5月31日（火）

登録機関の事前確認：6月14日（火）

支援金申請期限：6月17日（金）

事業復活支援金の初回給付を30%以上50%未満の減少で申請し、その後50%以上減少している対象月がある場合には、差額給付を申請することができます。

申請期間：6月1日（水）から6月30日（木）